

# 条 例 議 案 参 考 資 料

(議案第154号)

令和3年第4回(12月)川口市議会定例会

令和3年第4回（12月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第154号参考資料 川口市景観形成条例の一部を改正する条例案新旧対照表…………… 1

議案第154号参考資料

川口市景観形成条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市景観形成条例（平成19年条例第26号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（届出を要する行為）</p> <p>第8条 法第16条第1項第4号の景観行政団体の条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為のいずれかに該当する行為とする。</p> <p>(1) 次のア及びイに該当する土地の全部又は一部を、新たに屋外における<u>資材</u>（<u>川口市資材置場の設置等の規制に関する条例（令和3年条例第 号）第2条第3号に規定する資材をいう。</u>以下この条において同じ。）の<u>堆積</u>の用に供すること。</p> <p>ア <u>資材の堆積</u>の用に供する土地が都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域以外の区域にあること。</p> <p>イ <u>資材の堆積</u>の用に供する土地の面積が500平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 前号ア及びイに該当する土地の全部又は一部で<u>資材の堆積</u>を行っている場合において、<u>堆積する資材</u>の変更であって、規則で定めるもの</p> <p>(3) 第1号アに該当する土地の全部又は一部で<u>資材の堆積</u>を行っている場合における当該土地の面積の変更であって、変更後の土地の面積が500平方メートル以上となるもの</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、第1号ア及びイに該当する土地の全部又は一部で<u>資材の堆積</u>を行っている場合における規則で定める変更</p> <p>2 <u>前項各号</u>に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、同項に規定する事項その他規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出することに</p>	<p>（届出を要する行為）</p> <p>第8条 法第16条第1項第4号の景観行政団体の条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為のいずれかに該当する行為とする。</p> <p>(1) 次のア及びイに該当する土地の全部又は一部を、新たに屋外における<u>土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</u>（以下「<u>物件の堆積</u>」という。）<u>の用に供すること。</u></p> <p>ア <u>物件の堆積</u>の用に供する土地が都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域以外の区域にあること。</p> <p>イ <u>物件の堆積</u>の用に供する土地の面積が500平方メートル以上であること。</p> <p>(2) 前号ア及びイに該当する土地の全部又は一部で<u>物件の堆積</u>を行っている場合において、<u>堆積する物件</u>の変更であって、規則で定めるもの</p> <p>(3) 第1号アに該当する土地の全部又は一部で<u>物件の堆積</u>を行っている場合における当該土地の面積の変更であって、変更後の土地の面積が500平方メートル以上となるもの</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、第1号ア及びイに該当する土地の全部又は一部で<u>物件の堆積</u>を行っている場合における規則で定める変更</p> <p>2 <u>前項の「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。</u></p> <p>3 <u>第1項の「再生資源」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。</u></p> <p>4 <u>第1項各号</u>に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、同項に規定する事項その他規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出することに</p>

より行うものとする。

3 (略)

より行うものとする。

5 (略)